

韓国の竹島領有主張の検討 - 沈興澤の報告 -

島根県竹島問題研究顧問 藤井賢二

1. 1906年の沈興澤の報告

次は、令和8（2026）年5月17日付『山陰中央新報』（松江）掲載の拙稿「鬱陵島の郡守沈興澤の報告 - 竹島領有根拠として不十分 -」（「談論風発」844）である（一部修正）。

竹島（韓国名「独島」）がその国の領土であることを証明するための重要な根拠は、その国の政府が竹島を自国領として扱った事実である。韓国は、そのような根拠として1906年の鬱陵島の郡守沈興澤^{シム・フンテク}の報告を挙げている。これは、鬱陵島を訪れた島根県の調査団から前年の竹島編入を聞いた沈興澤が、江原道観察使（当時鬱陵島が属していた江原道の知事）にそれを報告したもので、「独島」という島名が朝鮮の政府記録にはじめて登場した。1947年に発掘されたこの報告は翌年学術誌で紹介され、日韓政府間の論争でも取り上げられた。

1953年、韓国政府は竹島領有根拠を述べた第一回見解で、沈興澤の報告に「本郡所属独島」の文言があると主張した。日本政府は翌1954年の第二回見解で「正しい原文が示されていないので意見を述べることができない」と指摘した。韓国が竹島を自国領として扱った実例も示さねば根拠にならないという意味であろう。ところが、韓国政府は同年の第二回見解で全文を示さずに「独島は鬱陵島の郡守の管轄下にあった」とだけ述べ、1959年の第三回見解では報告に触れることすらなかった。

第二回見解を日本政府に送る前に、東京の韓国駐日代表部（在日大使館にあたる）は本国政府に次の意見を伝えた（韓国外交史料館所蔵資料「独島領有に関する我が国政府見解に対する意見具申に関する件」）。報告の「独島が今より日本領地になったので視察のついでに来島した云々」は、日本が「国際法上一種の対外通告だと引用する」可能性がある。これは竹島の編入は通告されなかったので無効という韓国政府の主張にとって不利になるという懸念である。駐日代表部はまた「沈郡守は事実のみ報告しただけで日本官憲に対して何ら反駁する言辞もできなかった。その上詳細な行政関係の調査までした事実を日本側に知らせる結果となる」と伝えた。これは役人の視察という行動で日本が竹島を日本領として扱った事実を認めたことになるという懸念である。全文公開は日本を利するというこのような懸念が韓国政府に沈興澤の報告の利用をためらわせたと考えるのが自然である。

さらに重要なのは「沈興澤郡守の報告書以外に我が方で独島を鬱陵島の属島に編入した事実を立証するだけの公文書その他資料があるか知りたい」という訴えである。問題の核心―「本郡所属独島」の文言だけでは韓国政府が竹島を自国領として扱った事実とはいえない―を駐日代表部は理解していた。しかし、1955年の韓国政府外務部『独島問題概論』には「鬱陵島の行政区画に編入されたことが明示された公的記録が無い」とあり、韓国政府は「公文書その他資料」を発見できなかった。以上でわかるように沈興澤の報告は根拠として不十分である。このことを韓国は直視すべきである。

なお、報告原本は行方不明になっており、現在独島体験館などで展示されているのは、1970年代後半に発掘された、江原道観察使が中央政府に送った報告の写しである。

よって、沈興澤の報告として独島体験館などで現在展示されているのは写本である。この写本の由来を知るには、1906年の次の一連の出来事の整理が必要である。

① 3月29日付の沈興澤の江原道観察使への報告

前日の島根県視察団の来訪を報告。

② 4月29日付の江原道観察使署理李明来の議政府（最高行政機関）への報告

この後、沈興澤の報告の内容が5月1日付『大韓毎日申報』や同月9日付『皇城新聞』で報じられる。

③ 5月10日付の議政府の指令第3号

日本人の行動の調査を命令（竹島編入について日本に抗議したものではない）。

写真でわかるように、②に沈興澤の報告が筆写されており、これを現在韓国政府は沈興澤の報告として示している。③の指令第3号は②に上書きされている。写真では③の指令第3号の日付部分がカットされているが、韓国政府外交部の広報資料で5月10日であることが確認できる。なお、慎鏞厦^{ソン・ユンハ}『獨島の民族領土史研究』（知識産業社 1996年8月）では指令第3号の日付は1906年4月29日とされているが（49頁）、誤りである。

3. 『独島事典』の説明について

『独島事典 改訂増補版』（韓国海洋水産開発院 2019年3月）には「沈興澤報告書」の項があり、報告原本紛失についての説明がある（274頁）。拙訳すると次の通りである。

韓国外務部は1953年9月9日付公翰で独島についての韓国側領有権を主張する証拠の一つとして沈興澤報告書の内容を示した。これに対して日本政府は1954年2月10日付公翰を通して韓国側が正確な原文を提示しなかったため沈興澤報告書の内容についての陳述が不可能だと主張し、③その真偽を疑うような答信を送ってきた。これに9月25日付公翰で韓国政府は報告書の原本を政府公文書の綴りに保管していると反駁した。しかし、②申奭鎬が発見した報告書原本は現在行方不明状態である。沈興澤報告書の内容とそれに対する政府の指示は1906年5月1日付『大韓毎日申報』、5月9日付『皇城新聞』で報道されている。しかし、原本がなかった状態でそのような記事は間接的役割証拠以上の役割を果たすことは難しかった。

①沈興澤報告書の原本に該当する文書は、1970年代後半に発見された。1978年に国史編纂委員会が中心になって構成された韓国近代史資料協議会が独島領有権研究を遂行した時に、研究委員として参加していた宋炳基^{ソン・ビョンギ}は奎章閣の書庫で沈興澤の報告書の内容が収録された公文書を発見した。彼は議政府外史局で編纂された『各観察道案』で、江原道観察使署理兼春川郡守李明来が鬱島郡守沈興澤の報告書を受けてこれをふたたび1906年4月29日付で議政府参政大臣に上げた報告書号外を探し出したのである。李明来の報告書には解放直後に②申奭鎬が発見したと知られている沈興澤の報告書の内容がそのまま収録されている。宋炳基の発見によって③沈興澤報告書の存在とその内容についての疑念は一掃された。

以下、下線部について若干のコメントを行う。

①宋炳基が江原道觀察使の中央政府への報告を発掘した 1978 年前後は、韓国で竹島問題への関心と日本への反発が高まった時期である。日本海における動力船漁業の発展と「200 海里時代」を迎えて、イカ釣漁やベニズワイガニ籠漁の好漁場である竹島周辺海域が日韓漁業問題の焦点になっていた。領海を 12 海里に拡大した韓国政府は、1978 年に竹島近海から日本漁船を排除した。17 世紀末に鬱陵島に派遣された官吏張漢相の記録「鬱陵島事蹟」が発掘されたのも 1977 年だった（同年 10 月 25 日付『京郷新聞』ソウル）。韓国が、日本に反発しながら諸資料を根拠に加えて竹島領有主張を形成していく過程を見ることができる。

②沈興澤の報告は申奭鎬が発見したという言説は疑問である。1947 年 8 月に申奭鎬が参加した朝鮮山岳会の調査団が鬱陵島を訪れる前に沈興澤の報告は見出されていた。前述したように、報告の写本は同年 6 月 17 日付の「鬱陵島所属獨島領有確認の件」に添付され、同年 6 月 20 日付の『嶺南日報』と『大邱時報』の記事でも言及された。しかし、2020 年 5 月 10 日付『朝鮮日報』に「鬱陵郡庁を訪ねた申奭鎬は古文書の山の中から「沈興澤の報告」の副本を見つけ出した」とある（「[獨島物語] ①ある年の夏、「獨島守護」の偉大な一歩を踏み出す」）ように、この言説は現在も語り継がれている。

ところで、申奭鎬が『史海』創刊号の記事「獨島所屬について」に転載した沈興澤の報告全文（96 頁）の拙訳は次の通りである。

本郡所属獨島は本郡外洋百餘里ほどにあります、本月四日辰時（午前 7 時から午前 9 時まで - 訳者補注 -）に汽船一隻が郡内道洞浦に來泊した。日本官人一行が官舎に至り、獨島が今日本の領地になった故に視察し、ついでに來島したと述べました。その一行は日本の島根県隱岐島司東文輔および事務官神田西由太郎、稅務監督局長吉田平吾、分署長警部影山岩八郎、巡查一人、會議員一人、醫師技手各一人、その他隨員十四人であり、まず戸數、總人口、土地及び生産の多少を尋ね、次に人員および經費の幾許かを問い、諸般の事務を調査して記録して去りました。ここに報告して理解されることを望むものです。

光武十年丙午陰三月五日（陽曆 1906 年 3 月 29 日-訳者補注-）

これと江原道觀察使の報告に筆写されたものとは若干の違いがある（ママと付記した部分）。たとえば、3 行目の「來島」は江原道觀察使の報告では「來到」である。この違いは韓国政府外交部の広報資料でも見られ、統一されていない(2026 年 5 月 22 日最終確認)。「韓国の美しい島・獨島」 (<https://dokdo.mofa.go.kr/m/jp/dokdo/faq10.jsp>)では「來到」なのに、「獨島は日本による韓半島侵奪の最初の犠牲の地」 (https://dokdo.mofa.go.kr/jp/pds/part02_view04.jsp)では「來島」である。報告原本紛失の影響は現在も続いている。

③日本政府が第二回見解で「正しい原文が示されていないので意見を述べるできない」と述べたのは、沈興澤の報告の存在を疑ったからではない（実際にはこの時点では紛失していたが）。竹島の帰属を判断するためには、日韓どちらにより確実な竹島を自国領として扱った事実があるかを比べる必要がある。そのために、沈興澤の報告の検討が必要なのでその開示を求めたのである。『獨島事典』では、沈興澤の報告の写本がその後見つかったとして「勝利宣言」しているが、これは問題のすりかえである。「内容についての疑いは一掃」されていない。